

## 飼養等の目的補足説明資料

飼養等の目的については、愛がん又は観賞（いわゆるペット）を除き、別紙で説明をしていただく必要があります。以下は、その例を示したものですが、最低限の記述のみ記載しましたので、申請によっては、より詳しい資料を求めることがあります（その際には、環境省から御連絡いたします）。

学術研究	<p>（研究計画の概要）</p> <p>の試験研究のため、 を 頭飼育している。この研究成果については、の製品開発に用いるとともに、 学会での論文発表も予定している。試験研究が終了後は、他の飼養等許可者に譲渡を行うか、又は安楽死処分を行うこととしている。</p> <p>研究計画書等があれば添付してください。</p>
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	<p>（展示計画の概要）</p> <p>夏の企画展示（7月 日～9月 日開催）において外来生物特集を実施する。この際、地元で問題の多い を水族館の コーナーにおいて紹介する。展示に際しては、外来生物問題と対策の必要性についても言及する。</p> <p>展示計画などがあれば添付してください。</p>
教育	<p>（教育計画の概要）</p> <p>学生の 学実習の教材として生きた が必要。第2学期の生物学の解剖実習において 専攻の学生約 名が利用する。指導教官は 。学科の解剖実習であり、最終的には全て殺処分する。</p> <p>教育計画などがあれば添付してください。</p>
生業の維持	<p>（生業として行っている事業の概要と経緯）</p> <p>平成 年 月より海外からの生物輸入販売業を開業。全国の動物園、研究機関等に生物の納入を行っている（平成 年度取引実績 社（園）延べ 頭、）。特定外来生物である は、平成 年 月から扱っており、一般向けにも法律前までは販売していたが、法律施行で禁止されたため、今後は動物園、研究機関への販売のみ実施する予定。特定外来生物外来生物の入手先は、国内の繁殖施設（ 株式会社：既に飼養等許可を得ている。）からである。</p> <p>これまでの取引実績等、参考資料があれば添付してください。</p>